

基幹型地域包括支援センターについて

1 要旨

「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省通知）では、管内に複数の地域包括支援センター（以下「センター」という。）がある場合、基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）の設置又は基幹型センターと同様の機能を市町村内に担当係として設置することが求められている。（各センターからの相談等に適切に対応できる専門職を配置すること）

これまで高齢者福祉課内に基幹型センターを設置してきたが、その位置づけを廃止し、同様の機能を担当係として設置することとする。

2 基幹型センターを廃止とする理由

印西市では、高齢者福祉課に基幹型センターを置いて市内5か所の各センターの後方支援等を行う取り組みを実施してきた。基幹型センターの設置には、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（3職種）の人員配置が必須要件であるが、主任介護支援専門員については市職員で人材を確保することが困難となっている。

来年度以降、地域包括支援センター設置の要件である3職種の人員確保ができないことから、基幹型センターではなく、同様の機能を持つ係として業務を行っていくこととする。

※主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）資格取得条件の一部

- ・センター等において常勤専従の介護支援専門員として従事しているもの
- ・現にケアプランを作成しているもの

3 基幹型センター廃止による影響

- ・現在、基幹型センターとして担っている総合調整、後方支援等は、基幹型センターの有無にかかわらず市で行う業務となっているものであり、担当係に一定の専門職の設置があれば対応可能である。
- ・市民サービスに関しても、相談対応は変わらず実施していくため影響はない。
- ・基幹型センターの運営費が地域支援事業交付金の対象外となるが、現在基幹型センターの運営費について交付を受けていないので、影響はない。

4 変更時期

令和6年12月1日